



第二十三卷 第四號

(通卷第九十二號) 昭和十三年十月發行

研 究

東本願寺の獨立について

辻 善之助

この問題について述べる爲めには、先づ東西本願寺分立の原因たる、天正八年、本願寺と信長の和睦の始末、教如再舉の事情について考へ、顯如讓狀の檢討について述べねばならぬ。これについては、昨昭和十二年秋、史學研究會大會において、大略を述べたのであつた。然るに、當時速記がなかつた爲め、今、新に、筆を執つて稿を起さねばならぬが、頗る長文になるべく、原稿期日切迫の爲め、その違なきにより、その問題については、更に他日を期することとし、茲には、教如退隱後、東本願寺の獨立に至る間の事情について述べようと思ふ。

本文の中に、兩本願寺を、東或は西と記すは、呼び易い爲めの便宜上用ふるものである。

東本願寺の獨立について

第二十三卷 第四號 六三七

一、關ヶ原役後教如の家康訪問と家康の東本願寺取立の傳説

さきに文祿二年、教如は、秀吉の命により、退隱を餘儀なくせられ、本願寺の裏方と稱して、隱居の身分となつた。年經て、秀吉は薨じ、尋いで、徳川氏と、之に反抗するものの中に、軋轢が起つて天下の形勢は穩かならず。慶長五年、上杉景勝は會津に歸つて戰備を整へた。家康は之を伐たんとして、七月二十三日下野小山に着き、石田三成が西に於て旗を揚げたことを聞き、引きかへして、八月一日江戸に歸つた。

この時、教如は、家康を見舞の爲に東下したが、途に石田三成の爲めに留められたけれども、聽かずして、直に家康の許に往つた。家康大に喜んで、之をもてなした。教如は更に秀忠を小山に見舞はうとしたが、家康が、その儀には及ばぬとて、之を止めて歸洛せしめた。かくて、教如は江戸を發して、歸る途中、石田方の爲めに阻まれたけれども、岐阜の織田秀信の斡旋によつて、無事歸洛することを得た。

右は「教如上人事書」「翻迷集」「親戀以來由緒書」「本願寺由緒記」「本願寺系圖」「東本願寺由緒略記」等東方の書に見える所である。各書とも、多少の敷衍潤飾等はあるやうであるけれども、大體に於て、かやうな事實は、在つたことと認めて差支なからうと思ふ。

一方に於て、准如は、七月七日京を出て、十日江州佐和山に着き、石田三成が厚く之を饗し、それ

より直に歸途に着いた。(この事は、西本願寺に藏する「慶長御日記」に見える。この書は、三成訪問の時のものである。「教如上人書」「親鸞以來由緒書」「翻迷集」「本願寺系圖」「東本願寺由緒略記」「金餘記」「大谷本願寺嫡庶實記」等、東西の争に關する書には、東派のも、西派のも、何れも、准如は更に東國へ往かうとしたが、途中岡崎より引返したとあるは誤である。)

この時の事を書いたものは、多くは、教如も准如も二人とも、家康を見舞はうとしたが、教如は三成の止めるのを聽かずして關東に往き、准如は三成の言によつて留まつたとある。(續兵家茶話等)

東方の書には、之を以て、准如が三成に黨したのであるといひ、それより惹いて、關原役後、安國寺惠瓊が、西本願寺院中端ノ坊に於て捕はれたことをのべて、以て西本願寺が三成に黨したといふことを敷衍して居る。

その所説には、頗る潤飾が多くあるけれども、その大綱に於て、兩者が各その嚮ふ所を異にしたのは事實であらう。蓋し、當時、天下の勢力は二に分れ、その何れに就くべきかは、群諸侯の總べてが頭を悩ました問題である。されば、教如、准如の如きも、この際にあつて、各その見る所を異にし、一は家康に従ひ、一は三成に同情したのも亦恠むべきことではない。而して、教如の機略に長じたこととは、石山戦争の際にも知られたことであり、今家康の勢力を見て、之に附いたことは、當に然るべきことである。かくて教如は、關原戦後、家康が天津に來た時に、往いて之に謁したのである。

所謂家康の東本願寺取立の傳説は、こゝにその端を發するのである。今姑く、その傳説について聽いてみよう。その傳説は、

一、教如が家康を江戸に見舞つた時に、家康は之に祕密の内旨を授けた。それは、一には、上方の一
向騒動を防がしめ、二には、事宜によつては一揆を起して、家康を助けしめようとした。(東本願寺由緒略記、本誓寺記)

慶長見聞書、續兵家茶話等大意參酌

二、家康は、大津に於て教如に會し、彼の爲めに本願寺の住持職を興へようとしたが、教如が之を辭したにより、慶長七年二月に至り、後陽成天皇の御裁可を経て、六條七條の間島丸に方四町の地を授け、別に一寺を建てしめ、三河以東の信徒を之に附屬せしめ、三月九日に、教如は住職となつた。

家康は、爲めに、厩橋妙安寺に安置せる宗祖自作の木像を取りよせ、之を寄附した。かくて、本願寺は二に分れたのである。(親鸞以來由緒書、教如上人事書、本願寺系圖、本願寺由緒記、東本願寺由緒略記、東本願寺家譜等大意參酌)

三、本願寺の兩分は、本多正信の猷策によることで、家康はその宗教政策の上より考へて、本願寺勢力分割の爲めに、その策に従うたのである。(永日記、見聞隨筆、親鸞以來由緒書、本願寺系圖、教如上人事書等大意參酌)

今これ等の傳説が、果して事の真相を得たりや否やを批判せんとするに當つて、先づ慶長七年東本願寺取立が事實であるや否やについて考へてみよう。

二、慶長七年家康の東本願寺取立は事實なりや

慶長七年、東本願寺取立に關する傳説は、右に述べた通である。然らば、之を證明すべき確實なる材料ありやといふに、遺憾ながら、これ無しといふより外はない。

一、當時の日記類に見えないこと。公家武家を通じて、當時の實録には、全くその影も見えない。當時の實録といへば、曰く、御湯殿上日記、曰く當代記、曰く慶長見聞録案紙、曰く鹿苑日録、曰く義演准后日記、曰く山科言經卿記、曰く西洞院時慶卿記等である。これ等の記録について、仔細に點檢して見るに、終に、東本願寺取立に關する記事を發見し得ないのみならず、却て教如が尙隱居の身分であつたことを證すべき材料が多い。(それは後に述べる。)

二、「大谷派本願寺日記」は、東本願寺自らの日記である。而してその慶長七年の條に、其取立のことは見えない。(妙安寺木像の移徙の事はある。それは後に述べる。)

三、家康の取立があつたとするならば、之に關する文書がありさうに思はれる。而して大谷寺誌には、その爲めの文書二通が載せてある。その文に曰く、

徳川家康公嫡家取立ニ付、諸國へ廻文、

一本願寺嫡家教如御房事、依不幸、爲閑居之趣、痛敷令存候、依之、此度以格別、本願寺爲嫡流、一寺令住職、諸國寺院門末、予爲同心、教如御房於歸依者、可爲本望候、依使僧同志(全了)可及其沙汰者也、

慶長七年十月

源 家 康 御判

右之通被爲仰出候、全以台命不淺御事候間、諸國僧俗有信之輩、教如御房於歸依、可奉應公命間、可被得其意、猶委者西方寺口達可有也、

本多佐渡守

正 信判

諸國寺院中

門 徒 中

大谷寺誌は、明治三十四年、東本願寺の鈴木信雄氏の編する所のものであるが、先年右の文書原本の存否を問合せたけれども、有無の返事は明かでなかつた。然しながら、この文書が、江戸時代半ば以後の偽作であることは、その文言より見て明かである。一々之を辯ずるも愚なるに似たことではあるが、試にいはいは、「諸國への廻文」といふこと、「教如御房」の語、正信の添狀に「台命不淺」などあること、何れも遙か後代のものであることを露して居る。「大谷本願寺嫡庶實記」によれば、既に享保十五年に於て、かやうな文書は存してなかつたことが知られる。即ち享保十五年正月、寺社奉行土岐丹波守より、淺草輪番へ、東本願寺取立の由緒について、家康より頂戴の墨附があるか

と尋ねたについて、輪番から、京都本山へ伺の上、墨附と申すものは無いと答へたとある。されば右の二通は、それ以後に作られたものであらう。

四、家康の木像寄附に關する妙安寺文書

東本願寺取立といふについて、妙安寺より親鸞木像を取寄せた時の文書は、妙安寺にその寫を藏して居る。その文に曰く、

本願寺取立ニ付、貴寺安置有之候親鸞聖人自作御影、門跡御所望之處、可被指進由、内府殿御喜悅被思召候、彌早速可被進之旨、今度以御使被仰遣候、依之、御紋幕被遣、自今御紋被下之候、勝手可被相用候、仍執達如件、

慶長七年

本多佐渡守

三月九日

正 信 (花押)

上野國厩橋

妙安寺御坊

妙安寺には、右の文書の原本は藏して居ない。明治維新後、本山へ取よせられて、返されないと寺ではいうて居る。賜蘆文庫文書(史料編纂所々藏)には、この文書の影寫がある。それによつて見るに、書風は當時のものではなく、稍降つた頃のものである。且文句の中に、「彌早速可被進之旨」

とか「御紋幕」云々とか、また「仍執達如件」などとあるは、全く體を成さず、疑はしいものである。妙安寺には、尙之に關聯する文書凡そ十點を藏して居る。即ち、

一、二月四日、下間按察使法橋（賴龍）書狀

關山木像差上ぐべき旨神妙に思召さる、よりて其代りとして、蓮如上人筆等身御影を下すといふ書である。

二、五月二十七日、横田河内守重忠（本願寺坊官）書狀

さきの本多正信の奉書について、「彌守被申、可爲上洛」の旨を告げたものである。

三、八月二日下間按察使書狀

准如よりも、妙安寺の木像を望んだに就て、妙安寺は之を家康に伺つた處、「承引有之間敷」旨仰せられたにより、其趣を返答に及んだ由を聞いて、教如に於ても安心したといふ意味のものである。

四、八月十二日酒井河内守宛教如書狀

妙安寺の木像所望について、取持を請ふものである。酒井河内守重忠は厩橋城主である。

五、霜月晦日妙安寺宛下間賴龍書狀

木像上せ申すべき由、神妙に思召さる云々の書である。

六、八年三月七日妙安寺釋成空宛教如書狀

木像を守り上洛せしむる條、神妙の至りである、其寺の義永く疎略あるべからずといふものである。

七、三月十六日、右に對する下間按察使の添狀

八、四月二十日、酒井河内守家老高須隼人宛横田河内守書狀

木像上洛遷座滞なく濟んだことを知らせたもの

九、申六月六日下間治郎卿法橋等五人連署狀

貴寺格別の由緒につき、堂向御本山の通御免成さるといふ趣のもの

一〇、蓮如筆親鸞等身御影寛永十一年三月十五日宣如裏書

さきに木像の代りとして、教如より下したものの裏書である。

この十點の中には疑はしいものも多くあるが、確かなものもある。然しながら、それ等は、何れもたゞ木像取りよせといふことを證明するのみで、慶長七年本願寺取立の證據にはならない。

以上示す所によれば、家康の東本願寺取立といふことは、ただ傳説に過ぎないことで、事實でない。然らば、當時の事實の真相は如何。

三、東本願寺獨立の事實についての考按

一、慶長八年の頃に於いて、教如が所謂裏方の住居より出でて、別に一寺を建立したことは事實であ

る。

大谷派本願寺日記及び眞宗年表によれば、八年二月二十四日假御影堂成就、ついで九年四月十四日御影堂地築始まり、九月十六日には御影堂移徙あり、十月三日には移徙の能が催された。大谷派本願寺日記に、

慶長九年九月廿五日、諸國惣坊主衆へ御振廻被下候、御堂へ被爲成、御能舞台様子被仰付候、

十月三日御能、御所様、督様、御小兒様、各々簾ノ内、公家衆何茂方々ヨリ御出、

とあり。之に照應するものとして、西洞院時慶卿記に、

十月三日、少納言ハ、信門へ移徙ノ能見物ニ被呼テ、早辰ニ越。

これに由て觀れば、教如が一寺を別建して、之に徙つたことは事實である。

二、妙安寺より、親鸞木像を迎へたことも事實である。

大谷派本願寺日記に、

八年正月三日、朝御勤過、御堂僧三人、後堂六人ハ被遣御迎ニ候、八ツ半時、聖人御眞影御京着、御所様御堂橋通迄御迎ニ

御成、其儘御傳間ニ御座御勤、

とある。前に列べた妙安寺文書の中、若干は之と照應すべきものである。

三、幕府より、寺の境内を定められたことも事實であらう。これについて、西派の書、表裏問答、金

録記などに、傳説を載せて居る。今便宜、金録記の文を左に引用しよう。

本多佐渡守大權現へ申上ラル、ヤウ、此次手ヲ以テ、教如へ別ニ境内ヲツカハサレ、兩家ニナシテ
ヲカレサフラハハ、天下ノ御仕置ノ爲ニモヨロシカルヘキト存スル子細ヲ申上ラレシカハ、最ト思
召シ、京ノ所司代板倉與左衛門後伊賀守勝重兩人ヨリ、境内ヲワタサレ候キサミ、本願寺領
分大關御朱印ノ内ヲ、四町ニ六町ウチテ見ラレテ、傍示ノ境キヒロシトテ、西洞院ノ川ノ中ニ傍示
サ、レケリ。下間刑部卿麻マカリイテ、境内ノヒロキ子細ハ、太閤ヨリ、當地拜領ノ時、御門跡領
内ニハ、公儀ノ海道、大宮、堀川、油小路、西洞院、新町五通アリテ、界道ノ分ハ、御門跡ノママ
ニナルマシキアイタ、其ノ替ノ餘地ヲ相渡スヘキノ由仰付ラレ候ユヘ、分量廣ク御座候。(中略)
右ノ趣イロ／＼コトハリ申サルレテ、加藤喜左衛門更ニ同心ナシ。板倉與左衛門ハ、虛病ヲイタシ
出ラレス。右ノ段、准如上人ヨリ御理リ仰入ラレシカハ、理不盡ノ仕合沙汰ノ限リトオホシメスト
テ、喜左衛門ハ切腹仰付ラレ、其レヨリ、新町ヨリ東ノ方ニ境内ヲワタサレタリ。

これによれば、東派の境内を定めるに當つて、西派の寺地を犯したといふので、加藤喜左衛門が罪せ
られ、死を賜つたといふのであるが、之を寛政重修諸家譜について見るに、「ゆゑありて職をゆるされ
蟄居せしめられ、のちゆるさる」とあり、死を賜つたといふのは誤である。然しながら、當時本願寺
の境内の事について、紛議のあつたことは事實であつたらしい。東派の書なる翻迷集、親鸞以來由緒

書、本願寺系圖などにも、之に關する記事がある。即ち親鸞以來由緒書には、

權現様被下候境内拜領仕候刻、加藤喜左衛門奉行ニテ被相渡候所、被背本意候故、御朱印ノ表ニ、寺内少不足御座候へ共、奉行喜左衛門引込被申候故、御訴訟モ不罷成、年月送候所、當御代被聞召届、今度新地拜領仕候、

とある。今度新地云々といふのは、寛永度に寺地拜領したことをいふものゝやうである。また西本願寺文書には、この事について、板倉勝重から寺地の事について諒解を求めた書狀がある。即ち、

御書忝拜見仕候、貴寺御屋敷出入之儀、先日も如申上候、其刻、境之様子拙者不存候故、御無沙汰罷成候、各御屋敷御割候衆と致相談、其上新五殿迄可申上候、此等之趣可然様に御披露所仰候、恐々謹言、

二月十八日

板倉四郎右衛門

勝 重 (花押)

下間刑部卿法印

(掛紙ニ)

天正年中、裏方境内地割之節、板倉四郎右衛門不埒取計之書狀、

掛紙に天正年中とあるのは、慶長年中の誤であらう。板倉勝重が四郎右衛門と稱したのは、八年二

月までの事で、それ以後は伊賀守となつたのであるから、この書状は、慶長七年の頃のものであらう。これ等を併せ考ふれば、その頃に教如が寺地を賜つたといふことは、事實と見て差支ない。

以上記す所を總括すれば、慶長七年頃に於て、教如は裏方住居より出でて、新に六條に地を賜はり之に新寺を建て、妙安寺より木像を迎へたといふことは事實であらう。然れども、この事實は、直に以て、家康が彼を取立て、一派獨立を許したといふことの證據にはならない。當時彼が一派獨立せずして、尙隱居であつた證據は、左に掲ぐる所によつて明かである。

慶長年代に於て、日記類に本願寺と稱するものは、皆准如方を指し、教如方のことは、皆信門、信淨院、或は裏方、又は隱居などと稱して居る。其例を擧ぐれば、

慶長七年には、

山科言經卿記 五月十二日、本願寺女子誕生也、

十五日、門跡御上人へ、産所珍重之由申了、

之を本願寺系圖について見るに、左の通である。

光昭法名准如

一女

一女 顯證寺昭專室、慶長七年五月十三生、
茶々子、母同、(興正寺佐超僧正女)

東本願寺の獨立について

第二十三卷 第四號

六四九

この外、「本願寺上人」云々といふ記事もあるが、皆同様准如を指して居る。

西洞院時慶卿記 五月廿九日、竹門ヨリ(中略)寫經ノ半御使アリ、本願寺初而御禮ニ被參候由候、無御人故、御相伴ニ候、承候間參上、(中略)本門被立候後迄伺候申候、

十二月四日、天晴、大佛炎上、(中略)御見舞之衆數多、本願寺隱居早々被越、
こゝにも教如は尙隱居と稱せられて居る。

慶長八年には、言經卿記、七月七日、二條城殿中能樂の條に、「眞淨院本願寺」とある。眞淨院は即信淨院で、教如のことをいふのである。

慶長九年には、

御湯殿上日記 正月八日、ほんくゑん寺いんきよより、おとしの御まいとして、五百疋上る、

八月卅日、まんまやうゐんさんたい申さるゝ、

この八月三十日の教如參内のことを、舟橋秀賢の慶長日件録には、「七條本願寺參内」とある。これは當時東西の區別がなかつた爲めに、何心なく七條本願寺と書いたものであらう。若し教如が一派獨立して居たならば、かやうな書方をせず、之を區別する爲めの書方をすべき筈である。その證據には、九月二十六日、准如の僧正成謝恩の記事に、慶長日件録には、同じく「本願寺」とある。御湯殿上日記にも、教如の場合には、右の如く、「ほんくゑん寺いんきよ」又は「まんまやうゐん」とあるが、准如の

場合には「ほんくじん寺」とある。即本願寺は尙一つであつたのである。

西洞院時慶卿記、この年の本願寺に關する記事は、甚多くて、一々擧げると違ないが、准如の場合には、必「本願寺」「七條門跡」「本門」(即本願寺門跡の略)とあり、教如の場合には、常に「信門」「信成院」「七條隱居」とある。(たゞ、八月六日の條に、「七條へ見回、西には、豐前守客人にて、能在之由候間、圓山若狹へ言置、信門へも言置、風呂に被居由也」とある。こゝに「西」とあるより見れば、之に對して、信門は「東」であらうといふ考もあらうが、こゝの「西」といふのは、准如のことではなくて、興正寺を指すものである。それは、言經卿記七年十二月一日の條に、「本願寺御上人へ罷向、酒有之、次興門^{西方}へ罷向」とあるを以て知られる。これより後、慶長十九年教如の寂するまで、いつもこの書方である。而してその寂する時の記事には、「十月五日、七條隱居ノ門跡被薨田候」とある。

是等を以て看れば、教如の存生中には、本願寺の分立の事實は、少くとも當時の日記類に於ては認められない事である。

また、仁和寺文書に、十年八月十六日、仁和寺宮を以て諸門跡の首座となすについて、豐光寺承兌の書狀がある。その中に、「今日者、七條門跡へ參候、明日早天可然候」とある。若し當時教如が一派獨立して居たとするならば、承兌の如き寺院行政に與かつて居たものは、必その分別あつて然るべきである。然るに、こゝにたゞ「七條門跡」とあるのは、偶、以てその一ヶ寺のみなることを證するもの

である。

また壬生孝亮宿禰日次記、十三年正月十一日の條に、「二條殿御成七條門跡本願寺許、依御他行還御」とある。壬生孝亮は太政官の文書を掌る官務の家であるから、やはり、前の承兌の場合と同じく、分別あるべき筈であるが、その無い所を見れば、當時教如の一派獨立してなかつたことを證するものである。

武家方の記録では、當代記に、十三年諸大名が駿府へ進物の條に、

六月廿五日

一、拾 生 絹

六條本門跡

とあり、駿府記に於ても、或は本願寺門主といひ、或は本願寺門跡とあるのは、皆准如を指すものである。

かくの如く、慶長年中の日記及び文書に見ゆる所では、本願寺は、たゞ一派あるのみで、二派あつたといふ趣は全く見えないのである。

教如寂して、宣如の代に至りては、尙「信乘院」の名を以て呼ばれつゝ、いつとなく、その獨立を認められたものゝやうである。即ち駿府記には、

慶長十九年十二月廿九日、信乘院御目見、

元和元年八月朔、信乘院門跡御禮、

本光國師日記には、

元和二年三月廿四日、信門跡使者來、三月十九日之狀來

同廿六日、信門跡へ返書遣ス

とある。

時慶卿記には、

元和七年三月十六日、七條東ノ門主へ、茶ノ義、粟津大進法印マテ申候處、門主他出未定也、

同十七日、七條東門跡、來廿一日ニ可有來入由候、

同十九日、東七條門主へ、廿一日茶ノ禮ニ越、大進ニ對顔候間、錫一遣候、門外ヨリ歸、

とある。こゝには明かに、七條東門跡又は門主とある。然るに之と同時に、また信淨院信門の稱呼が併用せられて居る。即ち、

時慶卿記、同年三月廿一日、午刻、信常院(淨)數奇ニ申相伴、

同廿二日、信門へ見廻狀、彼方ヨリ先狀アリ、返事候、後ニ予越、對顔候、

とある。これ等に由りて觀れば、元和の初頃には、舊慣に従うて、便宜信淨院といふ舊稱を用ひつゝ、一派の獨立が、いつとなく世間から認められて居たやうである。

然らば、その獨立の時期は何時であつたか。この問題を解くについては、左の文書は、其關鍵となるべきものである。

武家嚴制録(十二)

本願寺内敷地御寄附狀

當寺内敷地、六條七條之間、方四丁分所令寄附也、全領掌不可有相違之狀如件

元和五年九月十五日

御 字 御判

本願寺 殿 (諸家感狀錄二十九同文)

大谷寺誌に載する所の板倉勝重の添狀は、蓋しこの時のものであらう。

態致啓上候、其寺境内之事、六條七條之間四町四方、先年相國様爲仰被渡申候、今度得上意候處、彌無相違候旨、御直判被成候、則粟津大進へ渡申候、珍重可被存候、恐惶謹言、

九月十五日

板倉伊賀守勝重 花押

本願寺雜掌

大谷寺誌には、この文書を以て、家康の東本願寺取立の時、即慶長七年のものとおられるけれども、それは誤である。その故は、文中に、先年相國様爲仰被渡とあるによりて、家康の時ではなく、その薨後のものであることは明かである。元和の頃に、家康を相國様といふことは、本光國師日記、梵

舜日記等に屢見える。また署名に伊賀守とあるを以て見ても、慶長七年のものでないことが知られる。勝重が、伊賀守となつたのは、八年二月であることは、前にも述べた通りである。

金鑑記に見ゆる左の一節の如きも、また参考とすべきものであらう。

教如ハ、新地へ移住ヨリ、十四年ノ後、慶長十九年甲寅十月五日、五十七歳ニテ往生セラレ、東ノ

河原ニテ葬禮アリ。宣如後號東泰院十一歳ニシテ相續アリ。寛永正保ノ比マテ、信淨院ト申シ、諸方ノ

書札ニモ信門トカ、レシカ、イツトモナク本願寺トイヒナスヤウニナリケリ。公儀ヲツクロヒ、サ

マ〜ノ賄賂ヲモテ、公儀ノ御内書ニモ、本願寺殿トカキイツルヤウニ、才覺アリケルナリ。

この書は、西派の書であるによつて、多少惡しざまに書いて居るが、その要點は中らずと雖も遠からざるものゝやうである。また表裏問答にも、裏方獨立のことを記して、十五年已來とある。この書は奥書に、著者志學比、本願寺は天滿に在り、知命比より著者在洛して、顯如自筆等を寫して證となしこの書を著すとある。即天正十四年の比十五歳であつたのであるから、知命の五十歳の時は、元和六年の比に當る。その頃より材料を集めて、之を上板したのは、寛永十五年であるから、この書のできたのは寛永十年の頃でもあらうか。それより十五年前に裏方獨立といへば、元和五六年頃に當る。この書も西派の書ではあるが、この點に於ては、その所説は大體中つて居るやうに思はれる。

以上を綜合すれば、「東門跡」が一般に認められたのは、その時日は明かでないが、凡そ元和の初頃

よりして、いつとなく獨立して一派を成し、本願寺門跡を稱するやうになつて居たのを、元和五年に至りて、明に幕府より認められたのである。かやうにして、時慶卿記にも、元和七年には「東門跡」「七條東の門主」と記すやうになつたのである。而して、信門、信淨院の稱呼は、元和以前とその以後とに於て、意味の相違を來したのである。

蓋し教如の存生中にあつては、東本願寺は不確曖昧の資格であり、その表面に於ては、尙隱居の資格で其内實は一派獨立して居たのであるが、その寂後に、宣如の嗣ぐに及んでは、最早隱居として取扱ふことはできなくなつた。是に於て、幕府への御目見其他の待遇上、さきに曖昧に付せられて居た問題は、之を決定するの必要に迫つて、其獨立も公然認めなければならなくなつた。そこで、元和五年を以て、寺地の寄附を明に認めたのであらう。これより後、信淨院は「東門跡」「本願寺」となるに至つたのである。

以上述ぶる所によりて、慶長七年、家康の東本願寺取立といふ傳説を批判し了つた。以下、更にこの取立が、家康の政策に出たものであるといふ説について辯じようと思ふ。

四、東本願寺取立は家康の政策に出づといふ説を難す

世に稱す、家康が教如をして東本願寺の一派を建てしめたのは、一向宗徒の勢力二分の考に出で、其巧妙なる宗教政策に由るものである。而して、この政策は、もと本多正信の献言に依るものである

と。この説の起りは、蓋し永日記及び見聞隨筆等である。永日記は永井日向守直清の記で、寛永より以後寛文以前の書である。これには、關原役に際し、教如が家康を江戸に見舞つた時に、正信は家康に勸めて、「門徒も思付候はん」と教如を留めようとしたが、家康は之を却けて、後日になつて、眞宗の坊主を語らうて天下を取つたなどといはれるのは残念であるとして、教如を歸らしめた。さて役終つて後、教如が家康に謁した時に、家康は准如が石田三成に同情を表したのに反して、教如が自分に味方したによつて、「末子(准如)を御つふし被成、御長子(教如)を御立可被成」といつたのを、井伊直政、淺野幸長が、准如の爲に救解し、本多正信は「長子を最負に思ひ、末子をは惡みけれとも、」家康に申していふには、「此度一方御つふし候事惡敷奉存候、二ツに別れ、中惡く候へハ、何事そと申時も、仕安く御座候、門徒も一ツになり候へハ、自然の時も六ツケ敷候、兩方立申様に、御つふし被成事御無用」といつたので、家康其策を納れて、兩方を立つやうにしたのであるとある。

見聞隨筆には、更に之を敷衍して、「此教如ハ別而御懇成ける上、前々より、一向宗ハ諸民信仰深し、信長の御時も、度々合戦有、其響より事起り、三州にても、土呂、針崎、佐々木上宮寺杯、御難儀にて、末々六ケ敷思召、門跡を兩派にわかち、人の心も二ツにわかり、何事に付ても固滞せざる様にと思召、且ハ又、教如を痛敷思召けるにや、六條の東ニ而、町家を拂ひ捨、御堂の地を被遣ける、是東門跡也」とある。親鸞以來由緒書、本願寺系圖、教如上人事書、本願寺由緒記等、東派の書の記す所

また大抵同趣意である。新井白石も亦、高野山事略に於て、この事を論じ、高野山の行人學侶の勢力分割に比較して、家康の深謀遠慮を稱賛して居る。

これ等の説は、要するに、家康はさきに、永祿六七年の一向一揆に苦められて、自ら辛き経験を嘗め、また後には、信長と本願寺との交渉を目睹して、一向衆の勢力の侮るべからざることを熟知して居るので、關原役の際、教如の勞に報いん爲め、一派獨立を許し、之に由つて、本願寺の勢力を分割して、兩派相制肘せしめ、以て之を駕御し易からしめたのであるといふのである。

この説は、一應は尤ものやうに聞え、且つ興味の多い解釋であるが、然しながら、猶深く考へてみれば、畢竟後人の臆説であつて、後世の推測に過ぎないことが知られる。如何にも、かの戰國時代に於ける本願寺の勢力の絶大なるを看、また一方には、家康が一向一揆の経験によつて、その門徒の團結が頑強であつたことを思ひ、之を後年東西本願寺の勢力兩分して兩派互に軋轢して相制肘した事實と併せ考へ、その間に因果關係を結びつけてみるならば、この分立は、必ず家康若くは當事者が、特にある意味を以て計畫的にしたことであらうと思ふであらう。而して當時にあつて、最も深謀遠慮の聞えあり、幕府の柱石として、常に其樞機を握つて居た本多正信は、必其政略案出者の中に加へられなければなるまい。これやがて、かの分立政略説の出た所以である。而して、かくの如くにして、かの本願寺分立一件は、歴史上頗る興味ある事件となるであらう。然しながら、かくの如きは、畢竟所

謂牽強附會に過ぎないものであつて、折角興味深げに思はれた事件も、その根柢に於て、事實に相違して居るのを如何せん。即ち事實は、既に縷述した如く、東西分派の事は、當時未だ起らなかつた事であつて、教如の存生中には、東本願寺は未だ一派を成さず、猶隱居の身分であつたのである。然るに其隱居の家は、いつしか分離して、一家を成し、遂に東本願寺は一派を成すに至つたのである。當時にあつては、教如はたゞ隱居の住居より脱して、新に寺地を賜はり、一寺を建てたけれども、それは猶一派獨立ではなくして、隱居の資格であつたのである。事實既にかくの如くなるを以て、之を家康の政略に出たといふのも、その根據甚薄弱なりといはなければならぬ。

想ふに、幕府が、教如に地を授け寺を建てしめたのは、さのみ重大なる意味のある事ではなくして、たゞ一時便宜の處置に過ぎなかつたのであるが、時勢の推移するに隨つて、稍重大なる結果を來し、自から本願寺勢力二分の状態を成すに至つたのであらう。

初め關ヶ原役に際し、准如は、家康の敵に同情を表したに反して、教如が家康に好意を通じたによつて、二人に對する家康の感情は、其間に逕庭があつたであらう。そこで、家康は教如の境遇に同情して、爲めに寺地を與へて、一寺を建立せしめたのであらう。然しながら、特に一派の獨立を許すほど明確なる態度は採らずして、漫然新地に寺院建立を許したのである。教如は即ち妙安寺より木像を迎へて、之を本尊としたのである。

かくて、教如は、其機敏の資を以て、その信徒吸収に努め、いつとなく其勢力を形成するに至つたのである。既に慶長二年に於て、三河の三箇寺（上宮寺、勝鬘寺、本證寺）は教如に屬して、准如方の額田郡福島の本宗寺一派と争ひ、三箇寺の下坊主一同は連署して、門徒衆が一人でも福島へ參詣する者あらば、生死一大事の時導師仕るまじと、誓紙を上つたことがある。（上宮寺記録）

また慶長十四年三月に、教如が江戸下向の際、勝鬘寺に宿つた時、教如へ伺候しなかつた末寺があつたので、その不參者を嚴罰に處せられたいと、門徒衆百七十五名が連署して、勝鬘寺へ訴へ出たことがある。（勝鬘寺文書）

永日記に、「長子ハ隱居にて、寺内に居らる、乍去、門徒ともハ、惣領なれハとて、隱居を最負に思も有、又とかく寺につく門徒なれハとて、當住に思付もあり、兩派に分れけり」とあるのも、その隱居の時より、門徒の分れて居た趣を示すものである。また見聞隨筆にも、教如は准如に譲つた後、「諸國へ出、説法を被致、學問も餘程能、人賓（品）ともに他の見る所能上人」であつた。その寺を建てた後、「末寺且方も東方へ志有輩は、皆彼方に移りて兩派の如なれり」とある。この記事の如く、當時は「兩派の如く」なつたので、未だ公然と兩派を成したのではなかつたのである。

かくの如くにして、自然の結果は、漸く本願寺の分立を成したのである。恐るべかりし一向宗の勢力も、今は分割せられて、兩派互に制肘するやうな形勢になつた。是に於て、論者の所謂幕府の政策

は實行せらるゝやうになつたのであつて、幕府が初めよりその考を以て分立したのではない。是れは畢竟時勢の推移に由ることであつて、政治家の作爲に由つたことではない。東西本願寺の信徒は、自然に二分せらるべくして二分した。其機會を把握したのは、教如の英邁なる天資に依るのである。教如は、とにかく、十數年間父顯如を助けて信長に反抗した一代の傑僧である。それが、正當なる本願寺の世嗣であつたに拘らず、不幸の境遇にあるを氣の毒に思ふ信徒の同情と、教如自ら努力して信徒の徳化につとめた、その結果として、新しい勢力を作るに至つたのである。その間に、政治上の權力が加はつたとは考へられない。

傳説に、本願寺分立を以て本多正信の献策に出たものであるといふのは、正信自らが永祿の一向一揆に與みした經驗によりて、宗教團體の勢力を覺り得たのと、またかの本佐録が彼の著作であると稱せらるゝが如く、其人物は常に幕府の智囊として、世の注意を引いたことなどに由つて、かくの如き政策は、必ず彼によつて建議せられたのであらう、と想像せられたに由ることであらう。

本願寺分立の事は、他にも之に類似の例がある。かの高野山の行人學侶の勢力分離の如きも、新井白石は、家康が本願寺に於けると同じ深謀遠慮より出たものであると述べて居る。然しながら、これも事實の上より看るに、決して家康の政策より出たものではない。家康は初め、高野山の舊來の慣習を知らずして、行人方の文殊院勢譽に全山の權を附したが、その後、學侶方の抗議によつて、さきの

令を取消し、之を兩分したまでのことである。白石が、この事件を以て、本願寺分立と同一の方寸より出たものであるといふのは、其事件の顛末をよく調べずして、たゞ其跡について推察を下したもので、事實の本末先後を誤つて居る。(詳細は拙著「日本佛教史之研究續編所收「黒衣の宰相金地院崇傳」三九三—三九六頁前後参照)

また關東天台宗の分立の如きも、一面より看れば、叡山の勢力分割である。更に根來の加きも、秀吉の滅却に遇ひ、その後家康は、その衆徒を祿し、所謂根來衆はたゞの武士として養はれたけれども、その本寺大傳法院は興隆せられず。自餘の諸寺の復興は盛に行はれたけれども、根來のみは依然として舊の状態のまゝであつた。而して、新義眞言は、智豊兩山に分れて、勢力は自ら二分せられたのである。凡そ此等の事實は、皆本願寺とその趣を同じうするもので、時勢の趨く所に隨ひ、自然にその勢力が分割せられたのであつて、政治家の意志が多く加はつたものではなかつたのである。

之を要するに、東西本願寺の分立は、家康の政策にもあらず、また本多正信の献言に由るにもあらず。その兩派を成したのは自然の歸趨であつて、幕府は多少之を助長したのみである。之を家康の政策であるといふのは、穿つに過ぎたといふべく、その事の跡について、後世よりの推測に止まるものである。